

障害者権利条約の国内実施をめぐる諸問題

—日本の現状に照らして—

DPI日本会議 崔 栄 繁

はじめに¹

2006年12月に障害者権利条約（以下、権利条約）²が国連で採択され、すでに3年を迎えつつある。本稿は、日本の障害に係る国内法制度と障害者がおかれている現状が権利条約の規定との関係においてどのような点で問題があるかを明らかにし、動向と展望を紹介することを目的とする。

まず、権利条約は、第1条から第9条までの一般規定、第10条から第30条までの個別規定、第31条から第40条の実施規定、第41条から第50条までの最終規定の全50条で構成されている。これらの規定の中で特に重要であると考えられる何点かに絞って、日本の現行法制度の問題点を浮き彫りにする。

次に、権利条約を取り巻く状況を紹介する。政府の動向以外に、2002

1 本稿は、2009年9月に開催された新潟大学新潟大学法学会のシンポジウム「日加法政セミナー2009：障害者権利条約の国内実施—日本とカナダの比較」において、筆者が発表した資料を再構成したものである。同年の9月の衆議院選挙による政権交代以降、障害者を取り巻く政治的な状況は大きく変わっているが、本稿は、政権交代以降の動向には触れない。

2 “THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES”。邦訳は川島・長瀬仮訳（2008年5月30日版）を使用する

年以降、権利条約の取り組みを進めてきた日本障害フォーラム（Japan Disability Forum）（以下、JDF）³の動きもあわせて紹介したい。

I. 権利条約と国内法

1. 主体（障害・障害者の概念）

(1) 権利条約の規定

権利条約の大きな特徴の一つとして、「障害者」という主体の問題に関して「障害の社会モデル」を採用した点が挙げられる。日常生活や社会参加において、その不利となる原因を、個々人の機能障害（impairment）とみる「障害の医学モデル」（medical model of disability）に対して、機能障害と社会の環境の関係によるもの、とする考え方である。

第1条では、本条約の目的が規定されている。前段で「全て」の障害者に全ての人権を保障し、尊厳の尊重を促進することとし、後段で障害者の概念規定をしている。すなわち、身体的、精神的、感覚的機能障害がある人、並びに、その機能障害と環境との相互作用によって社会参加を妨げられている者も「障害のある人」（persons with disabilities）とした。これは非常に広い概念となる。また、前文の（e）項では、「障害」（disability）の概念が形成途上である、とした上で、障害とは機能障害のある人と態度や環境上の障壁との相互作用であって、機能障害のある人が障害のない人と平等に社会に参加することを妨げるもの、と規定した。前文は法的拘束力は無いが解釈の指針となる。

医学モデルからみると、障害の問題は個人の機能障害の問題であり、福

3 JDFは障害に関する全国団体12団体が集まってできたネットワークである（シンポジウム時点。発足当初は13団体だが12団体に減った。しかし、本稿執筆時には再び13団体となった）。詳細等はJDFホームページを参照。

祉の問題となる。機能障害を個人の努力で克服することが求められてくる。一方、社会モデルで障害を捉えると、障害の問題は機能障害の社会参加を妨げる環境上の障壁が問題となり、人権の問題となる。

(2) 日本における問題点

以上の規定との関係で日本ではどのような点が問題となるのか。

まず、「障害者」と認定される人が非常に少なく、しかもその認定方法が医学的見地のみで行われている点である。内閣府の2007年度版障害者白書によれば、総人口の約5.5%が障害者ということになっている。これはいわゆる障害者手帳を所持している者である。しかしこの数値は諸外国との比較においては非常に少ない数値である。例えば、スウェーデンは20%程度、ドイツやイギリスは17～18%、アメリカは州によって異なるが10～20%、フランスやカナダは13～15%程度などとなっている⁴。なぜ、このような違いとなるのか。それは、障害認定の仕組みとサービスの対象者の違いのためである。日本の場合は各種福祉法によって障害認定が行われ、範囲が定められる。それがそのまま、福祉サービス等の障害者関連法制度の適用要件となっている場合が多い。障害者認定は、厳格な医学的見地のみから判断されており、大きな問題を抱えている。例えば、身体障害者福祉法では、臓器・疾患別に排除される場合や、例えば、2キロ歩行という活動障害が認められていても筋肉や骨格、神経に原因がある場合は障害認定され、血液、免疫、臓器等の機能障害による場合は認定されない、などとなっており、知的障害者には定義すらない。高次脳機能障害や一部の発達障害も障害認定がなされない状況にあり⁵、全て医学的見地からその理由が説明される。そして、結果的に一定の障害者を大部分の施策

4 OECD, Chart3.1.2004 p24のグラフ等から

5 山本創・茨木尚子「障害の定義と法の対象」茨木・大熊他【2009】pp.259-269

の対象から排除し「谷間の障害者」を多数生み出している。これらの機能障害をもつ谷間の障害者は、福祉サービスから除外され、時には生存権も脅かされる状況にある⁶。この法制度から起こる状況は、全ての障害者の権利を保護し、障害者には機能障害と環境との相互作用によって社会参加が妨げられるものを含む、とした権利条約の規定と大きな乖離がある。

2. 障害に基づく差別の禁止⁷

(1) 差別の3類型と合理的配慮

権利条約は障害に基づくあらゆる差別を本格的に禁止した初めての国連人権条約である。第2条で障害に基づく差別を定義し、同条の他、第4条や第5条でこれを禁止し、そのためのあらゆる措置を締約国に求めている。障害に基づく差別に関しては、国際人権法上、最初に定義したという点で大きな意義をもつ。

権利条約は、障害に基づく差別とは「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するもの」だけでなく、「障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む」と定義した。意図的な差別だけでなく、意図的ではなくても差別の効果が生じる場合も差別であり、間接差別も包含するものとなった。「直接差別」と「合理的配慮を行

6 2007年7月に報道された北九州における餓死事件の被害者は肝臓の難病患者であったが、現行の障害認定制度により、障害者福祉サービスが受給できなかった。

7 障害に基づく差別については、シンポジウムでの共同発表者であった東俊裕氏が詳細な報告を行っている。参考までに東俊裕「障害に基づく差別の禁止」（長瀬修・東俊裕・川島聡【2008】pp.35-72）

わないこと」と共に、いわゆる差別の3類型を障害に基づく差別としたのである。

また、「区別、排除又は制限」という別異取り扱いのみならず、合理的配慮という作為を行わないこと（=不作為）も差別とした。これは、国際人権のレベルにおける差別概念の拡張であり、画期的なものである。

第2条では合理的配慮も定義している。合理的配慮とは「特定の場合において必要とされる、障害のある人に対して他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、不釣り合いな又は過度な負担を課さないもの」である。これは、障害のある人が置かれた個別の具体的な状況において、障害者の権利の保障等のために、その必要性や内容が個別に判断されるものであり、いわゆる積極的差別是正措置とは異なるものである。

また、第2条から第5条は総則規定に当たる一般規定となり、権利条約上の全ての規定にかかる点でも大きな意義がある。

(2) 日本の課題

現在、30以上の国々で実効性のある障害に基く差別を禁止するなんらかの法律が運用されているが、日本には存在しない。障害者基本法3条で差別を禁止する理念規定がなされているが、裁判規範性が欠如しているなど、実際の問題解決に役に立たない。合理的配慮の内容を合議調整で決定する指針等も含め、少なくとも権利条約の規定する個別分野における差別を具体的に禁止する法律と救済に関する制度が必要になる。

3. アクセシビリティ

アクセシビリティも国際人権法上、新たに導入された概念であり、権利条約上の障害者の権利保障の基礎と位置づけられている。第9条で、建物、道路、輸送機関、学校、住居、情報サービス等のアクセシビリティの確保

とアクセシビリティへの障壁の除去（第1項）、公衆に開かれ提供される施設（設備）、サービスのアクセシビリティに関する最低基準・指針の策定並びに、それらの実施の監視（第2項）が規定された。

日本の課題としては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の問題点の解決が挙げられる。バリアフリー基本計画を各自治体が立案することになっているが、例えば、一日の乗降客が5000人以下の鉄道駅等の旅客施設のバリアフリーは努力義務に過ぎない。こうした規定が都市と農村の格差を増大させている現状がある。

また、情報バリアフリーを総合的に促進する法律がないため、視覚障害者や聴覚障害者などへのアクセシビリティの保障が体系的に進んでいない。字幕や手話をいれたテレビ放送や映画館等の娯楽施設の情報アクセシビリティの充実化など、総合的に施策を推進する法律が必要である。

4. 司法等への適正手続きの保証

第13条「司法へのアクセス」は、国連の条約交渉での日本政府提案が基になってできた「日本条項」である⁸。第1項では、全ての障害者に対する司法手続きにおける配慮（司法における合理的配慮）を規定し、第2項で、障害者の司法手続きへのアクセスのための司法関係者の訓練を規定している。

日本の課題としては、全ての司法手続きに、障害者に対する配慮というものを実質的になされていない。例えば、捜査段階における刑事手続き上の問題点として、令状主義において、知的障害者に対してどのような配慮が行われているのか。弁護人選任権や黙秘権の告知や取り調べにおいてきちんとした配慮がなされていないのが現状である。公判段階における刑事

8 詳細は東俊裕「司法へのアクセス」（長瀬修・東俊裕・川島聡【2009】pp.85-96）

手続きについても同様の問題がある。現在、拘置所や刑務所に収監されている者のうち実に20%以上が知的障害者である、という報告もある。これは、あらゆる司法手続きにおいて、他人の意見に同意しやすい知的障害者の特性に配慮が十分にされていないことも大きな原因の一つである。最近では免罪事件として宇都宮事件⁹の記憶が新しい。早急に法整備を進めるべきである。

5. 地域社会で生活する権利

(1) 第19条の規定と意義¹⁰

権利条約は新たな概念を導入している。その一つが第19条のタイトルにある「自立生活」である。第19条は、障害者を保護の客体から権利の主体へとパラダイム・シフトする権利条約の基礎となる条項、とされている。まず柱書きで、すべての障害者が他のものと平等の選択の自由を持って、地域社会で生活する平等の権利を承認し、社会への完全且つ効果的なインクルージョンと参加を容易にする効果的な措置を取る、と規定した。

それを受けて (a) 項では、他のものと平等に居住地や誰とどこで生活するかを選択する権利を明記し、特定の生活様式での生活が義務付けられない、と規定している。(b) 項では、地域生活支援と孤立防止のためのパーソナル・アシスタンスを含む必要なサービスを提供することを締約国に義務付け、(c) 項では、地域社会サービスが、アクセスできるものであることと、障害者のニーズに応ずること、と定めている。

9 2004年に強盗容疑で逮捕・起訴されていた53歳の知的障害をもつ男性が、2005年になって公判中に、真犯人が現れて検察側が無罪の論告求刑を行い無罪になったというもの

10 第19条については、拙稿「自立生活」（長瀬修・東俊裕・川島聡【2009】pp.185-205）。あるいは拙稿「障害のある人の権利に関する条約と障害者自立支援法」（茨木尚子、大熊由紀子他【2009】pp.198-219）

これは、すべての障害者の地域において自立した生活を行う権利を規定し、特定の生活様式が義務付けられない、という規定によって、入所施設や病院等から地域へという脱施設を明文化したという、非常に大きな意義を持つ。また、障害者が支援を受けながら、自己決定をして生きていくことを訴えている自立生活運動の「自立」の概念が反映されている。すなわち、第19条の「自立」(independently) はすべてを一人で行うことではなく、必要であれば支援を受けながら自分で決めること（自己決定）の意で使用されている¹¹。

第19条の解釈については、国連人権高等弁務官事務所が参考になる。政府の政策を施設収容から在宅や住居、地域支援サービスへと転換することを要求するものであり、どこで誰と住むかを障害者が決定する権利があることを承認することである。脱施設（De-institutionalization）だけでは自立生活という目的達成のために十分ではなく、最低限の社会サービス、健康や住居、雇用サービスが要求される。そして、自立生活の原則が法的権利として確立された立法的な枠が必要であり、これは、政府やサービス提供者に対する義務付けになる、としている¹²。

脱施設はもちろんのこと、地域生活のための権利を法的に保障すべきである、ということである。

(2) 日本の現状と課題

残念ながら日本は、「特定の生活様式」で生活を送っている障害者が非常に多い。施設収容大国であり、精神病床大国である。しかも、国際的な動向に反して減る気味が見えない。施設入所者は知的障害者だけで2007

11 前掲pp.193-197

12 A/HRC/10/48 26 January 2009, 'ANNUAL REPORT OF THE UNITED NATIONS HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHTS AND REPORTS OF THE OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER AND THE SECRETARY-GENERAL' p16

年で13万8620人であり、2005年には13万9009人であった。300人も減っていないのである。精神科病棟への総入院者数は34万人程度とされるが、その内、政府が認めるだけでも入院の必要が無いとされる社会的入院者が7万2千人に上る。それ以外に身体障害者が約8万人、施設で生活している。こうした状況の背景には、地域生活のための基盤整備が遅れているという事があり、障害者自立支援法や各種福祉法の問題がある。特に自立支援法は、法理念の問題（第1条「能力と適性に応じた自立生活」）や、既述のとおり、福祉サービスを利用できない谷間の障害者を大量に生んでいる問題がある。サービスの支給決定方法は障害者手帳要件と障害程度区分という2重の医学的基準のしほりがある。また福祉サービスの利用者負担の問題があるが、なによりも、日本の福祉サービス法制度は、社会参加支援、自己決定支援制度の欠如という決定的な欠陥を持つ。また、障害福祉サービスの予算のうち、60%以上が施設系のサービスに使用されており、金額面で在宅サービスをはるかに凌駕しているのも特徴である。

まず、これだけ多くの方が「特定の生活様式」で生活している状況を変えることが、条約上求められている。そのためには、スウェーデンで1997年11月に施行された「特別病院・入所施設解体法」のように、地域移行を施策として進め一定の数値を義務付けする地域移行促進法といった法律が必要である。

次に、福祉サービスの対象の範囲を医学的基準に縛ることなく、サービスへの請求権を一定保障し、社会参加、日常生活にどのような支援が必要なのかを個別に丁寧に調整する形の新しい福祉サービス法が必要である。

6. 教育を受ける権利と分離教育

権利条約の規定の中で日本の現行法制度に一番大きな影響を与える条項の一つが、教育について規定している第24条である。

権利条約24条の第1項で、障害者の教育を受ける権利を規定し、締約国

はあらゆる段階においてインクルーシブな教育制度を確保する、とある。そして、第2項（b）で、自らが住む地域社会においてインクルーシブな教育を受けることを確保する、という原則インクルーシブ教育制度を規定している。第2項（c）では、各個人のニーズに基づいて合理的配慮が行われなければならないとし、個別の支援が必要な場合は、「完全なインクルージョンという目的に則して」行われるべきである、とも規定している（第2項（d））。

第3項では、さまざまな言語やコミュニケーション手段を用いた教育を受けることや、手話の習得やろう者のアイデンティティの形成の促進も定めている。

日本は長い間、障害のある子どもとない子どもを原則として分離する教育制度を堅持してきた。2006年、特別支援学校として改編され、普通学校での障害児教育を含め特別支援教育とする特別支援教育制度が始まったが、原則分離教育の仕組みは変わっていない。学校教育法施行令では、障害に基づいて就学先が決定されるとされており（第5条、第22条の3等）、障害に基づくあらゆる「排除、分離」を禁止する「障害に基づく差別」権利条約第2条に明らかに違反し、普通学校で必要な合理的配慮がうけられない事も権利条約第2条の障害に基づく差別に該当する。

また、手話を言語とした教育も行われておらず、手話による教育体系の見直しが必要である。

文科省は、JDF等からのこうした指摘を受け、例えば、施行令第5条の改正に乗り出しているとのことだが、具体的にどこまで進んでいるのかは現時点では不明である。権利条約の趣旨と規定に基いた改正を行う必要がある。

7. その他

労働について定めた第27条では、全ての雇用形態における障害に基づく差別を禁止し、インクルーシブでアクセシブルな労働環境で生計を立てる権利の確保を締約国に求めている。日本では、いわゆる福祉的就労という労働法や最低賃金法の適用が除外されている就労形態があるが、これらの就労形態についての権利条約に則した見直しが求められる。また、雇用促進のためのさまざまな施策の中で、例えば、法定雇用率の計算上、重度障害者一人を雇用した場合、二人の雇用と看做すダブルカウント制度などは、障害者の尊厳に関わる問題であり、見直しが必要である。その他、課題を多く抱える障害者雇用促進法の大幅な見直しが求められる。

さらに、権利条約第33条は国内モニタリング（監視）についての規定を行っている。国際人権条約上初めてとなる規定である。権利条約の実施のための保護、促進、監視のために、政府内に担当部局（focal point）とコーディネータ機関を設置し、「人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び機能に関する原則」（パリ原則）に基づいて政府から独立した機関を設置することができるとし、監視には障害当事者・団体がその過程に完全に関与する、とある。監視に当事者参画まで規定している非常に注目すべきものであり、権利条約の成立過程に多くの障害当事者が参画した成果をここでも見ることができる。人権救済機関の議論もにらみつつ、早急に当事者の参加の下での監視体制を作り上げなければならない。特に担当部局とモニタリング機関は、省庁横断的な規定をもつ権利条約の性質上、各省庁のコーディネートの役割を行っている内閣府に所掌事務において権限のある形で設置されるべきである。

II. 最近の動向と今後の展望¹³

1. 権利条約批准の問題

(1) 政府の動きとJDFの対応

政府・外務省は以前より早期の批准を、という立場を伝えてはきていた。それに対してJDFは、数年来、形式的な批准には反対し、国内法制度の一定の整備を行った上で批准すべきという立場を鮮明にしてきた。

2009年1月16日付けで内閣官房より「第171回国会（常会）『内閣提出予定法律案等件名・要旨調』（以下、要旨調）」が出され、権利条約の今国会での承認が予定されていることが明らかになった。外務省は以前より同国会での承認を目指す立場は明らかにしてきてはいたが、この決定（方針）について、JDF等に対する事前・事後の連絡等はされなかった。外務省の立場は、批准の担保法として障害者基本法と学校教育法施行令等を権利条約に基づき改正することで批准の要件は満たし、批准すれば条約上（国際法上）の義務が発生するため、国内履行のためには一日も早く批准したほうがよい、ということである。JDFはこの方針を受け入れることはできなかった。理由は後述する。

DPIなどJDF関連団体がこの「要旨調」の存在とその内容を知ったのが1月後半であった。要旨調には、3月上旬国会提出予定、とされていたため、閣議決定が行われた後に衆議院に提出される関係から、3月の始めには閣議決定がされるということがわかってきた。そこでJDFとして、「少なくとも国会承認・批准は、当事者参画のもとでの改革の道筋をもう少しきちんと見せてからにしてほしい」と、超党派の障害者権利条約推進議員連盟（条約議連）などさまざまなルートを通じて国会議員に働きかけた。その結果、自民党や公明党の関係議員の尽力で3月6日の閣議決定は見送りと

13 本編は拙稿「障害者基本法改正の動向と障害者の権利条約批准の動き」（福祉労働124号、2009）を加筆・修正したものである。

なったのである。また、民主党の議員からも国会質問や外務大臣への申し入れが行われた。この閣議決定の延期というのは非常に大きな出来事であり、日本の障害分野にとっては歴史的なことであった。

それ以降、3月13日には、批准と共に人権保障体制の確立と差別禁止法制定を求める趣旨の日弁連の会長声明が出され、3月18日に議連総会が開催され、小野寺五典議連事務局長（自民党）から、JDF等さまざまな意見を聞いて進めることが大切、との発言がされた。こうして批准問題はひとまず持ち越され、障害者基本法改正問題に集中し動いてきたのである。

(2) 批准に対する私たちの立場

JDFの立場は以前から明らかであった。批准は進めるが、形式的な批准は認めない、というものである。理由は以下のとおりである。

第一に、日本の司法・立法・行政における国際人権法の国内受容の問題である。一般的に、日本政府が締結した条約は日本国憲法より下位でありながらも法律より上位とされている。しかし、日本は「国際人権にとっても冷淡」であり、この点は国際社会からも多くの指摘を受けている。2008年10月30日に公表された第94回会期自由権規約委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5 18 December 2008）がこの点を明確に述べている。最終見解「C. 主な懸念事項及び勧告」の6で、日本で第4回定期審査後の見解で出された勧告の多くが履行されていないことを懸念し、今回の勧告及び前回の最終見解を実行するべきである、と述べている。また、7で、規約の規定を直接適用した国内裁判所の裁判例に関する情報が、最高裁判所が規約違反ではないと判断したもの以外には乏しい、とし、日本政府は、規約の適用及び解釈が、裁判官、検察官及び弁護士に対する専門職業的研修の一部となること、規約に関する情報を、下級裁判所を含め、司法のあらゆる段階に広めることを確保すべきである、と述べている。国会レベルでの法改正がついに一つもなされなかったという子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）の前例がある。このことから、

条約批准の段階で、国内法整備をなるべく高い水準で行うこと、改革の道筋（ロードマップ）の確保が必要であるのは明白である。

第二に、権利条約と国内法制度の関係について意見交換が尽くされておらず、今後どのような形でこれらを洗い出し、改正していくか、という道筋が全く不明、という点である。2002年からの権利条約交渉に関与してきたJDFは、2006年の権利条約採択以前には、関係省庁全てが出席する形で意見交換会を11回、採択後は、外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省、法務省関連条項についての各省庁との意見交換会を9回開催してきた。しかし、多くの論点が未解決のままである。権利条約に明確に違反する状態・法制度、または批准に必要であると思われる要件を一定共有し、それらに対する取り組みや道筋が示されない限り、当然批准はできない。具体的には、本稿で指摘してきた権利条約と国内法制度の乖離がどの程度政府とNGOで共有し、改革していくのか。障害者基本法のみ改正での批准というのは問題外である。

(3) 公定訳（仮）

こうした動きの中で、3月には外務省より権利条約の「公定訳」が国会議員に示された。民主党の谷博之参議院議員事務所のホームページにアップされているが¹⁴、外務省より正式に公にされたものではない。外務省は、閣議決定と国会承認の際に公表するものとして、現段階では公表したのではないとしている。

公定訳（仮）は、問題の多かった仮訳文に比べて大きく変わった。「包容教育」等、カタカナ語やいくつかの課題は残されているにせよ、民間からの仮訳に対する批判、コメントを多く取り入れた形で公定訳が作成さ

14 以下、民主党谷博之事務所ホームページ

<http://www.tani-hiroyuki.com/shogaijoyaku090303.html>

<http://www.tani-hiroyuki.com/shogai.html>（比較表）

れたのは前例の無いことである。個人的にはこの姿勢は高く評価したい。JDFは現段階で「公定訳（仮）」としているが、今後の更なる修正の可能性を閉ざさないため、である。

2. 障害者基本法改正の動向

(1) 動向 —8項目—

2008年12月26日、内閣府が主管する障害者施策推進課長会議において、8項目からなる「障害者権利条約の締結に際し必要と考えられる障害者基本法の改正事項」（以下、改正事項8項目）の検討結果が公表された¹⁵。項目の1から6までは「差別」に関することであり、7,8は監視（モニタリング）に関係したものであった。内閣府としては、これらを盛り込んだ形で権利条約に沿った改正を行いたい、ということである。そして、改正障害者基本法が権利条約批准の担保法となる、ということも言われていた。要するに障害者基本法の改正問題は、DPIをはじめとするJDF、日本弁護士連合会等が求めてきた障害者差別禁止法制定の問題、権利条約33条の国内モニタリングの問題、そして批准の問題という、日本の障害者や関係者を取りまく環境を決定する非常に重要なイシューとして、浮かび上がってきたのである。

(2) JDFの見解

改正事項8項目に関して問題となったのは、JDFが長年主張してきた障害者差別禁止法の制定にどのように繋がるのか、ということであった。また、モニタリングについては、中央障害者施策推進協議会がそれを担う、

15 改正8項目については、内閣府ホームページを参照。平成20年12月26日
障害者施策推進課長会議「障害者施策の在り方についての検討結果について」
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kacho_hearing/result/pdf/honbun.pdf

ということであったが、形式的な集まりに過ぎない中障協で果たして可能なのか、権利条約33条の障害者・関係者の参画が実質的にどの程度保障されるのか、ということも大きな問題となった。検討の結果、JDFとしては、改正8項目には賛成できない、ということであり、改正障害者基本法には3年以内に差別禁止法を担保すること、モニタリングシステムは中障協と別個に創設すべし、ということである。他の規定についても権利条約に基づいて大幅な改正を要求している。

4月15日以降、JDFからはJDFとしての視点やその他細かい提案を内閣府や各政党に示し、主に公明党、民主党とのヒアリングを複数回行った。ここで、JDFの意見や権利条約の内容、採択の経緯などを一定程度伝えることができたように思う。その後の政局の急変で国会が解散され、障害者基本法改正は虐待防止法の制定等と共に次の国会へゆだねられることとなったが、有益な意見交換ができたように思われる。

まとめ

第1に、障害者基本法を権利条約に沿って改正することである。差別禁止法への道筋を法的に担保し、その他、必要な条項を改廃し全面的に見直すべきである。

第2に、権利条約批准の具体的な条件を議論すべき時にきたようにも思われる。政府次元では、厚労省の職業安定局障害者雇用対策課が、雇用における権利条約対応ということで、合理的配慮等についての研究会を行い、今年7月より労働政策審議会障害者雇用分科会で本格的な議論が始まる。文科省も今年2月に「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の中間とりまとめを出しており、学校教育法施行令等の何らかの見直しを行う可能性がある。政権の行く末とも関係してはくるが、担当省庁はそれなりに準備を進めている。障害者側も、障害者自身・関係者の声を結

集して、権利条約批准への条件を政府や国会議員に提案していくことが求められる。JDFと政府との意見交換会の意見書がその一つの道しるべとなるだろう。JDF以外の団体などとの連携も必要である。

<参考文献>

- 茨木尚子・大熊由紀子他【2009】「障害者総合福祉サービス法の展望」（ミネルバ書房）
- 崔栄繁【2009】「障害者基本法改正の動向と障害者の権利条約批准の動き」（福祉労働124号，2009）
- 長瀬修・東俊裕・川島聡【2008】「障害者の権利条約と日本—概要と展望—」（生活書院）
- 河東田博（編集者代表）【2007】「福祉先進国における脱施設化と地域生活支援」（現代書館）